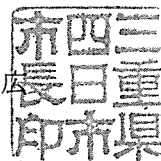




環境 第620号  
令和3年10月22日

合同会社地域共生発電所  
代表社員 株式会社サクシードインベストメント  
職務執行者 瀬古 恭裕 様

四日市市長 森 智 彦



パワープラント四日市北小松太陽光発電所造成事業に係る  
簡易的環境影響評価書に対する意見について

令和3年6月29日に提出のあったパワープラント四日市北小松太陽光発電所造成事業に係る簡易的環境影響評価書について、四日市市環境保全審議会の答申及び当該事業に対する市民の意見や要望を踏まえた上で、三重県環境影響評価条例第38条の6第1項に基づき環境保全の見地から意見を述べる。

パワープラント四日市北小松太陽光発電所造成事業は、合同会社地域共生発電所が、太陽光発電による電気事業を実施することを目的として、四日市市北小松町及び貝家町地内の19.7haを事業実施区域とし、そのうち13.4haを改変し、10.5MWの太陽光発電設備を設置する事業である。

本事業の面積は、簡易的環境影響評価の要件である10ha以上20ha未満に該当するものの、わずかな面積の増加で20haを超え、限りなく環境影響評価（本アセスメント）の対象に近い面積であること、また、近隣に同種の開発行為が複数個所あることから、本事業の開発行為による複合的かつ累積的な環境影響を重く認識し、特段の環境配慮に努めるべきである。

また、本事業は四日市市の貴重な森林伐採を伴うものであり、二酸化炭素の吸収源となっている緑と貴重な動物の生息空間を喪失することとなる。事業の実施により、市内の森林面積の減少は避けられないが、可能な限り森林を多く残し、今ある自然環境を保全することを強く求める。

さらに、森林の適正な管理を実施することで、その質を向上させることや、調整池の水辺空間における生物への配慮を通して、事業実施区域内に生息する生物を保全することを強く求める。

加えて、自然環境及び生物多様性の保全を行うにあたり、各分野の専門家や地域に精通する者と密に連携して行うこととされたい。

市民等に対しては、自然環境及び生物多様性の保全の実施状況を含め、適切な情報の提供に努めるとともに、特に周辺住民に対しては、具体的にかつ丁寧に説明を行い、事業に関する

る苦情が寄せられた場合は誠意を持って速やかに対応することを必須とする。また、雨水排水や獣害等の影響も鑑み、河川の下流にあたる地区も含め幅広い地域に対し同様の配慮及び対応を行うこと。

事業者は、措置報告書の作成に当たっては、次の点を踏まえ、適切な対応をとっていただきたい。



(個別的事項)

## 1 大気質

- (1) 事業実施区域は、自動車NOX・PM法の対策地域に指定されているため、最新の排出ガス基準に適合した車両等を優先的に使用するなどの配慮をすること。また、工事の際は、稼働が集中しないように平準化を図り、アイドリングストップ等を徹底すること。
- (2) オフロード車両についても、最新の排出ガス基準に適合した車両を優先的に使用するよう努めること。

## 2 騒音、振動、低周波音

- (1) 低騒音、低振動型の車両等を使用するとともに、工事車両や重機だけでなく、チェーンソーなどの小型の機械による騒音、振動についても周辺環境への影響を最小限にするように努めること。
- (2) パワーコンディショナー等の配置については、電磁波及び低周波音による近隣住民への影響を考慮すること。
- (3) 低周波音については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境省)を用いて評価をしているが、低周波音に関する感覚については個人差が大きいため、その点を十分考慮し、感覚閾値以下であっても十分な対策を講ずること。

## 3 水質、地下水の水質及び水位、地形・地質、土壌

- (1) 本事業地は、水沢扇状地の最下流部にあたる扇端湧水帯のひとつであるため、表面から浸透してくる地下水だけでなく、上流から流入してくる地下水の流動や湧出量について十分考慮すること。  
そのために更なる調査を実施しつつ、調整池については昨今のゲリラ豪雨等の想定外の事象に対応できるよう、余裕のある容量を確保し、最適な場所に設置すること。  
また、近隣に同種事業が複数個所あることから、鎌谷川及び内部川への流入量を考慮し、河川の氾濫危険性について検討した上で、余裕のある調整池設計とすること。
- (2) 調整池からの排水経路について、パイプ等への土砂堆積により流下能力が減少しないよう適切にメンテナンスを行うこと。
- (3) 施設の供用時に除草等を実施する場合は、除草剤等は使用しないこと。
- (4) 森林を伐採することによって、保水力が減少すると予測されるため、可能な限り保水力が維持されるように配慮すること。また、土地の安定性が低下することも予測されるため、法面の崩壊による土砂災害の恐れを回避するため、土地の安定性についても確保されるよう十分に検討すること。

#### 4 陸生動物

- (1) レッドデータ等で指定されていない普通種や、文献に記載があるものの調査では見つからなかった動物についても、生物多様性確保の観点から、生息環境の保全措置をできる限り検討すること。
- (2) 森林伐採により陸生動物の生息地が減少し、野生獣類による周辺地域の生活環境や農作物等への影響が懸念されることから、地域の声を聴いて積極的に駆除等の適正な防止策を講じること。
- (3) 地表又は地中を徘徊する昆虫や小動物などの生き物の移動経路を確保するため、パネル設置面等を含む事業実施区域内の草地が分断されることのないように連続性を担保すること。
- (4) 事業実施区域周辺の森林では、サシバやオオタカの営巣及び飛行が確認されているため、現地調査等の更なる調査を実施し、調査の結果、本事業地内において、活動が営まれている場合には、その保全に積極的に努めること。また、確認されない場合においても、将来的に猛禽類の生息や餌場利用に適した環境になり得るよう配慮すること。また、繁殖時期は避ける等、現地の猛禽類の生活サイクルを考慮して、工事工程に配慮すること。
- (5) 本事業地南側に位置する農業用水路は、ゲンジボタルの生息地であるため、植生や水路の在り方等について、地元団体や学識経験者等からの意見を踏まえ、本事業による影響が出ないよう生息環境の保全に努め、分かりやすく可視化して地元への説明を行うこと。

#### 5 陸生植物

- (1) 本事業地内には、貴重な植物が自生しており、その中でも特にムヨウラン類が数多く自生しているが、本種は移植して定着させるのが非常に難しいことから、特に個体数の多い北西側の一帯のエリアについては、可能な限り改変せずにそのまま残置するよう配慮すること。
- (2) 森林の整備にあたっては、植生の遷移を考慮し、地元研究者や学識経験者と相談の上、緑化に関するロードマップを策定し、樹種の選定を行うとともに、竹林等はできる限り伐採すること。竹林の伐採後は、早期に地域在来種を植栽し、その育成に努めること。
- (3) ヤナギイノコゾチの個体移植など保全措置を実施する際には、その効果に不確実性が残るため、地元研究者や学識経験者等からの意見を踏まえ、生育環境に十分配慮したものとすること。
- (4) パネル設置場所にも緑化のため植栽すること。また、可能な限り地域在来種を植栽すること。地域在来種の植栽が困難等により、外来種を植栽する場合は、外に広がり既存の生態系に影響が出ないように留意すること。
- (5) 残置森林及び造成森林の保護又は管理については、森林法に基づく林地開発の許可条

件として本市と協定を締結することになるが、その協定書には、簡易的環境影響評価書及び措置報告書等の内容を踏まえて、具体的な維持管理方法を示すこと。

## 6 水生生物

- (1) 調整池については、最新の知見を踏まえ、自然工法を採用するなど生物の生息空間となるよう、加えて、調整池に落ちた昆虫や動物が調整池の外に出られるよう、十分な検討を加えること。また、調整池の管理をする際には、生物への影響が少ない時期に実施する等の配慮をすること。
- (2) 事業地周辺の水生生物の影響に配慮して、造成工事中を含め濁水の流出防止策を講じること。
- (3) ヤマトサンショウウオについて、専門家と十分に協議の上、保全措置並びに移設の措置等を行うこと。

## 7 生態系

- (1) 森林の維持管理にあたっては、地元研究者や学識経験者と相談の上、人の手を加える部分と自然の遷移に任せる部分を十分に検討し、そのロードマップを策定すること。また、地域への情報公開に努めること。
- (2) 開発区域境界には、防犯・安全管理のためフェンスを配置するとあるが、事業実施区域外との連続性を担保するため、その配置については、敷地境界ではなく、パネル設置場所と樹林帯との境界付近に設置することを検討し、事業実施区域周辺に生息する動物等が樹林帯を移動できるように配慮すること。
- (3) 特定外来生物が発見された場合は、速やかに駆除すること。
- (4) 植栽等を実施する場合には、地元研究者や学識経験者等と相談の上、外来種の導入は避け、地域在来種を選定すること。また、除草剤等は使用しないこと。
- (5) 今回の調査で知り得た動植物の情報は、普通種も含め確認種リストとして措置報告書にて示すこと。
- (6) 事業の供用開始後も、自然環境の保全の観点から一定の期間、1年に1回程度モニタリングを行うとともに、地元研究者や学識経験者等と連携して、事業地内に生息する生物を保全するよう努めること。また、モニタリング及び保全活動について、本市へ報告すること。
- (7) 当該開発に伴い、これまで以上に野生鳥獣による農作物被害の拡大等が強く懸念されることから、地域住民や関係機関と協議して事前に獣害の発生抑制に努めること。

## 8 歴史的文化的な遺産

事業区域内に埋蔵文化財包蔵地（菅野遺跡、山川遺跡、大塚遺跡、菅野古墳群）を含み、なおかつ1万㎡以上の開発のため、事業地の一部においては平成31年度に分布調査を実施し、令和2年度に発掘調査を実施している。しかし、事業区域全体にわたる文化財保護

措置は終了していないため、関係法令に基づき必要な文化財保護措置を行うこと。

## 9 景観

事業の実施にあたっては、丘陵部のシルエットを乱さないよう配置するとともに、周囲の景観になじむことや、周辺住民が知覚する里山の景観が保全されるよう、人工物の前に樹林を配置する等の配慮をすること。

## 10 廃棄物

- (1) 伐採により発生した木の有効利用について検討すること。
- (2) パネル等の廃棄物が発生した場合は、有効利用を含め、関係法令に基づいて、速やかに適正な処理を行うこと。
- (3) 太陽光発電設備を廃棄処分する際には、有害物質の漏えいが発生しないように対策を講じるとともに、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」を参照すること。

## 11 温室効果ガス等

- (1) 重機の稼働及び資材運搬車両等の走行によるCO<sub>2</sub>の排出量を低減するため、作業の効率化を検討すること。
- (2) 高効率のパネルを設置することにより、可能な限り緑地を多く確保するように検討すること。

## 12 その他

- (1) 自然災害、その他の事由により当該事業に被害が生じた場合には、周辺環境への影響を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去すること。
- (2) 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に備えて、速やかに対応できるように、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成するなどの措置をとるとともに、周辺住民の不安を払しょくするため、事前に説明を行うように努めること。
- (3) 発電設備の撤去及び処分費用を事業の収益等から計画的に確保しておくこと。
- (4) 太陽光発電設備の設置による温度及び反射光等の周辺地域への影響に配慮すること。また、施設供用後においても、最も影響が大きくなる季節等を考慮した上で、樹林帯の内外においてモニタリングする等、周辺環境への影響の配慮に努めること。
- (5) 国の「事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁）」や「四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン」を遵守し、本市との環境保全協定を締結するとともに、日常的な目視や定期的な保守点検を適切に実施すること。また、本事業の固定価格買取期間終了後については、当該地域を適切に管理できるよう十分検討すること。
- (6) 工事期間中、工事車両及び搬入車両の通行については、朝夕の通勤・通学時間帯を極

- 力避けること。また、通行によって発生し得る粉じんの影響について留意し、必要に応じてタイヤ洗浄等の対策を講じること。
- (7) 事業区域周辺の公衆用道路の加工が発生する際には、該当道路管理者と事前協議を行い、必要な申請手続きを行うこと。また、当該事業に起因して道路構造物を損壊・汚損した場合は速やかに道路管理者に報告し、事業者の負担において対策を講じること。
  - (8) 事業区域内に赤道等の公共物が存在する場合は、必要な申請手続きを行い、適切な用地処理を行うこと。
  - (9) 太陽光発電設備に附帯する蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く）を設ける場合は、消防法令上に基づき、四日市市火災予防条例の規制（建物との離隔距離、標識など）を受けるとなるため遵守すること。
  - (10) 火災発生時に消防車両が接近できる道路を確保するとともに、消防用の水利を確保すること。消防活動用通路については、幅員概ね1m、パネルとの距離が2.4m以内となるよう配置するとともに、消防隊の接近が容易であるように考慮し設計すること。
  - (11) 事業区域周辺の農業用排水施設や井戸の有する機能や営農条件に支障を生ずることのないよう、地域農業者及び施設管理者等との調整を十分図ること。
  - (12) 供用開始後には、市内の環境活動団体と連携し、地球環境や自然環境の保全等の環境学習に協力すること。
  - (13) 土砂等の搬出入にあたり周辺農地及び農業用施設に十分に考慮して、営農活動に支障を与えないこと。

